

「地方創生2.0」について

① 令和6年10月1日 石破内閣総理大臣記者会見

「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、担当大臣を設置し、今後10年間、集中的に取り組む基本構想を作成いたしてまいります。この取組を「地方創生2.0」として強力に推進をいたしてまいります。

② 令和6年10月4日 第二百十四回国会における石破内閣総理大臣所信表明演説

地方創生をめぐる、これまでの成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動させます。

全国各地の取組を一層強力に支援するため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指します。

少子高齢化や人口減少に対応するため、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後十年間集中的に取り組む基本構想を策定します。ブロックチェーンなどの新技術やインバウンドの大きな流れなどの効果的な活用も視野に入れ、国民の生活を守りながら、地方創生を実現してまいります。

③ 令和6年10月11日 閣議決定

新しい地方経済・生活環境創生本部の設置について

1 「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に、新しい地方経済・生活環境創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官

新しい地方経済・生活環境創生担当大臣

本部長 他の全ての国務大臣

3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

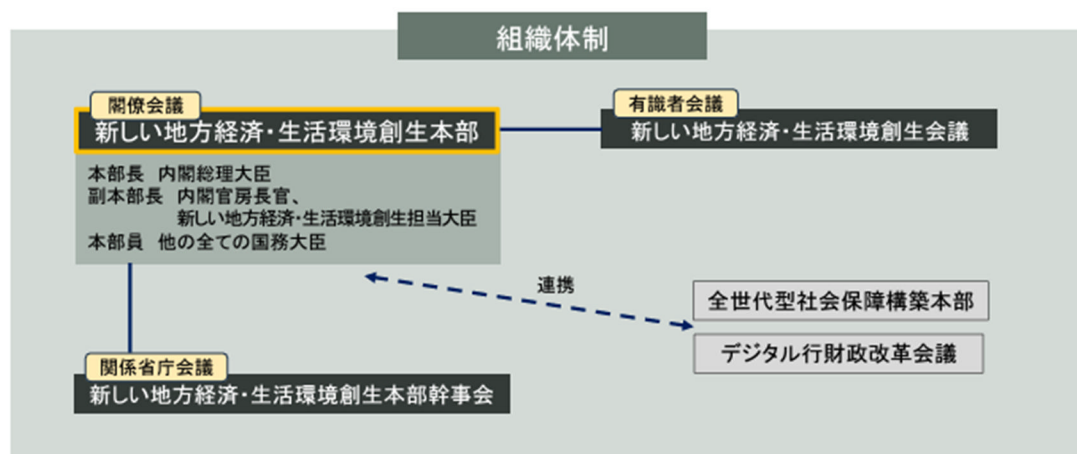
4 前三項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

④ 令和6年 11 月 8 日 第1回新しい地方経済・生活環境創生本部を開催

新しい地方経済・生活環境創生本部（新地方創生本部）について

資料1

- ・「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置された。
- ・まずは、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」の策定に向けて議論を進める。



今後のスケジュール

11月8日 第1回新しい地方経済・生活環境創生本部

12月末 「基本的な考え方」決定

地方創生2.0の趣旨

- 都市も地方も、安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動させ、人口減少対策につなげる。
- 国は、国でなければできないこと、国として挑戦せねばならぬことに取り組む。省庁の縦割りを排し、各省連携して施策を「統合化」、「重点化」して推進する。
- 地方は、「産官学金労言」から成る地域のステークホルダーが知恵を出し合い、他の地域の好事例も学びつつ、自主的・主体的に取り組む。

「基本的な考え方」のポイント

- 「基本的な考え方」として、以下の5点を年末に向けて検討。
 - (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
 - (2) 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
 - (3) 付加価値創出型の新しい地方経済の創生
 - (4) デジタル・新技術の徹底活用
 - (5) 「産官学金労言」のステークホルダーの連携など、国民的な機運の向上

留意点

- ・まち・ひと・しごと創生法の改正はなく、「**まち・ひと・しごと創生総合戦略**」の変更(同法 第8条の6)である。
- ・市町村は、国、都道府県の総合戦略を**勘案**して、総合戦略を**定めるよう努めなければならない**(同法 第11条)ことは変わらない。

まち・ひと・しごと創生法 (平成28年4月1日施行)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民1人1人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「**まち・ひと・しごと創生総合戦略**」という。)の作成等について定めるとともに、**まち・ひと・しごと創生本部を設置**することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

第8条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、**まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない**。

第10条 **市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)**は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、**まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略**)を**勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)**を定めるよう努めなければならない。

地方創生の交付金(現状:デジタル田園都市国家構想交付金)

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。



地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
- 東京圏からのUITターンの促進及び地方の担い手不足対策
- 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

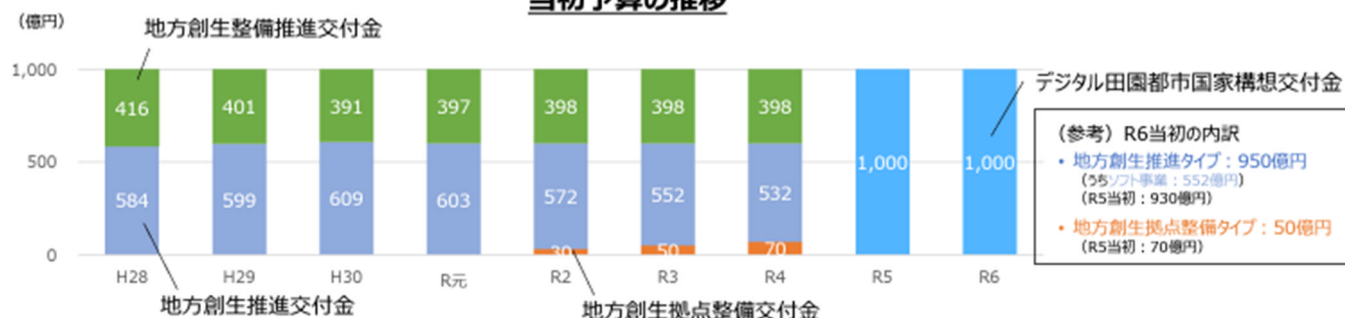
大規模生産拠点
整備プロジェクト

選定

プロジェクト
選定会議

- R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。
➤ R6当初：1,000億円／R5補正：735億円（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億 1,735億

資料:デジタル田園都市国家構想交付金について
(前)内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府 地方創生推進事務局・地方創生推進室
(現)内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 内閣府 地方創生推進事務局・地方創生推進室